

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成18年8月28日(月)

農林水産省第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 13:20～15:30

3 出席者

委 員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 池淵委員

魚津委員 太田委員 岡島委員 岡田委員 海瀬委員

加倉井委員 鈴木委員 早坂委員 古河委員 恵委員

山根委員 鷺谷委員 小林特別委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 森林・林業基本計画の変更について(答申)

(2) 全国森林計画の変更について(諮問・答申)

(3) 平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)について

(諮問・答申)

(4) 平成17年度国有林野事業の決算概要について(説明事項)

(5) 松くい虫被害対策について(説明事項)

午後 1時20分 開会

○飯高林政課長 定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

委員の出欠状況でございますが、本日はただいま20名中16名の委員の方々のご出席されております。当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

なお、岡島委員はまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになるということでござ

います。本日は、後ほど三浦農林水産副大臣が出席する予定となっております。

なお、8月1日付で林野庁の幹部に異動がございましたので、私からご紹介いたします。石島森林整備部長でございます。新しい林政部長に島田前森林整備部長が就任いたしておりますが、ただいま所用で外出しております。おくれて出席する予定でございます。また、同日付で、従来ございました木材課を木材産業課と木材利用課の2課に再編いたしまして、川下の木材関係施策の強化を図ることといたしましたので、ご報告いたします。

なお、お手元の資料に林野庁関係幹部名簿をお配りしてございますので、ご参照ください。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 それでは、本日は委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、ご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。それでは、議事に入る前に、林野庁長官のご挨拶をお願いいたします。

○川村長官 林野庁長官の川村でございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にかかわりませず出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、この森林・林業基本計画の見直しでございますけれども、本年1月25日にご検討をお願いして以降、本日を含め8回にわたりご審議をいただいたところであります。この間、森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化、あるいは重点事項について検討していただいたほか、有識者からのヒアリング、また、現地視察等を実施していただき、さらにこれらを踏まえた基本計画（案）などについて精力的にご論議をいただきました。これらのことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、基本計画並びにこれに即して変更いたします全国森林計画について、両計画（案）に対するパブリックコメントなどについてもご審議をいただいた上で、ご答申をいただきたいと考えております。今後のスケジュールでございますが、来月に閣議決定を行い、国会報告、公表といった手続を進めますとともに、新たな森林・林業基本計画に基づくこれからの森林・林業施策を総合的に展開してまいります。

また、国有林野事業でございますけれども、毎年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を取りまとめまして、林政審議会のご意見を伺い、その意見の内容を付して公表しているところであります。本日もご審議いただく平成17年度の実施状況につきましては、公益的機能の維持増進、森林環境教育や森林とのふれあいの推進など、各般の取り組みについて記述し

ておりますので、率直なご議論を賜ればと考えております。委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしく願います。

○木平会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、これまで当審議会において検討を行ってまいりました森林・林業基本計画に関する答申、全国森林計画の変更と国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の諮問と答申を予定しております。これらの答申については、後ほど三浦副大臣の出席のもとにまとめて行いたいと思います。

なお、本日は松くい虫被害対策についての説明がございます。その専門家であります小林一三特別委員にご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

それでは、まず森林・林業基本計画の変更についてご審議をお願いいたします。計画案に対するパブリックコメントの概要及びこれらを踏まえ修正した計画（案）等につきまして、また基本計画の内容にも関連いたします林業労働力について、続けて事務局から説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長でございます。

それでは、森林・林業基本計画（案）へのパブリックコメントの結果概要について、ご説明をいたします。

まず資料の1－1をご覧くださいと思います。こちらは基本計画に対する一般の皆様方からのご意見の概要でございます。本審議会における議論を経て取りまとめられた基本計画（案）につきまして、7月19日から8月2日まで、15日間にわたりまして意見の募集を行ったわけでございます。34件、122項目の意見が寄せられました。意見を提出していただいた方々の内訳といたしましては、個人が最も多く20、法人等が11、その他が3ということになっております。これらの内容について検討いたしました結果、ご意見の趣旨を全部取り入れているものが54項目、ご意見の趣旨を一部取り入れているものが45項目、ご意見を踏まえて修正するものが4項目、今後の検討課題等とするものが19項目ということになったわけでございます。

例えば、多様な森林整備のためには技術指導マニュアルの作成や技術者の養成が必要だといったご意見、あるいは製材を初め、流通ロットの拡大を図り、社会に通用する産業としての育成をすべきというご意見、また、効果的な違法伐採対策や具体的な国産材利用対策が必要であるといったようなご意見については、計画（案）本文にご趣旨を盛り込んでおりますので、趣

旨を全部取り入れているということで、区分してございます。

また、奥山の道など、インフラの整備を国が行うべき、あるいは木材がエコマテリアルであることを明記すべきなどの意見につきましては、計画（案）本文に、そのままずばりの表現はございませんけれども、趣旨を踏まえた表現を盛り込んでおりますので、趣旨を一部取り入れているということで区分をいたしております。

一方で、森林吸収源対策のためにしっかりと財源を確保すべき、あるいは具体的な事例を紹介すべきなどの意見につきましては、今後の検討課題の区分に入れさせていただいております。こういったご意見につきましては、森林・林業に関する施策の方向性を普及するという基本計画の性質上記述することはなかなか難しいわけでございますけれども、広く国民の皆様のご理解を得られるように情報提供を行うなどにより対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、パブリックコメントの結果を踏まえた基本計画の内容でございますけれども、資料1－2の計画（案）本体でご説明をさせていただきます。修正に係る部分について、具体的にご説明をいたします。

まず、25ページをご覧くださいと思います。新たな市場形成と拡大のためには消費者のみならず企業の調達行動が重要とのご意見をいただきました。この点につきましては、5の関係者の役割分担におきまして、下から3行目からですが、「特に、木材を原材料として利用する企業は、製品開発や用途開拓等に取り組む」という記述を新たに加えております。

それから、33ページをご覧くださいと思いますが、違法伐採対策の普及啓発活動は企業や消費者も対象とすべきというご意見をいただいております。この点につきましても、それを正確に表現するため、国際的な協調及び貢献の項目の中の②違法伐採対策の推進という中で、ページがまたがりますが、次の34ページのところで、地方公共団体、森林・林業・木材産業関連団体、それから「企業・消費者」という言葉を入れたわけでございますけれども、「企業・消費者等に対して普及啓発活動を推進する」というふうに改めたわけでございます。

続きまして、38ページをご覧くださいと思います。ご意見といたしまして、品質及び性能の表示については、わかりやすいように、具体の性能の例示をすべきということをいただいております。このため、38ページ、上から3行目のところでございますけれども、「JASマーク等による」ということで、具体例を入れまして、それらによる品質及び性能の表示を促進するというような記述をいたしたわけでございます。

同じく38ページの中で、ご意見といたしましては、木材に対する親しみや木の文化の理解を

深めるため、「木育」という言葉を明記すべきというご意見をいただいたわけでございます。
そこで、（３）の①企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及という中におきまして、
「多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材のよさや、その利用の意義を学ぶ
「木育」ともいうべき木材利用に関する教育活動を促進する」というふうに、ここの部分に
「木育」という言葉を入れさせていただいております。

以上のほかに、表現の適正化等の関連から修正した部分もございます。

以上、駆け足でございますけれども、基本計画（案）のパブリックコメントの結果と修正点
についてご説明した次第でございます。

なお、資料ナンバーの１－３で、新たな森林・林業基本計画の目指す方向と題した横長の資
料がございます。この資料につきましては、基本計画の内容をより広く一般国民の皆様にご理
解いただくためのＰＲ資料として作成しているものでございます。これまでに各委員からいた
だいたご意見を踏まえて作成しております。今後こういった資料を積極的に利用していきたい
と思っておりますので、委員の皆様方におかれましても機会がございましたらご活用いただい
ければ幸いです。

以上であります。

○高橋経営課長 経営課長でございます。

引き続き、お手元の資料の１－４、駆け足で恐縮でございますが、今の資料の次にございま
す横長の資料１－４で、関連事項として、林業労働力について簡潔に説明をさせていただきます。

１枚めくっていただきますと、林業労働力についてということですが、今日この場でこれに
ついてご説明をさせていただきますのは、前回、７月の審議会の前の段階、６月30日に、この
林業労働力について、国勢調査で平成17年の数字が公表されましたので、それについて一定の
分析をしたものを今日この機会に簡潔にご説明させていただこうということでございます。

（１）の黄色の枠内ですが、平成17年の林業就業者数、国勢調査では17年 5 万2,000人とい
うデータが公表されました。5年前よりも減少しておりますが、減少の程度について、このペ
ージの真ん中のグラフを見ていただきますと、平成 7 年が 8 万6,000人でした。平成12年が 6
万7,000人ということで、平成 7 年から12年にかけて 1 万9,000人の減、これに対して平成12年
から17年が 6 万7,000と 5 万2,000ですので 1 万5,000人の減ということで、絶対数で見ますと
減少幅は少なくなっているという状況でございます。

このグラフ、右の方に青い点線を伸ばしておりますが、このトレンドを用いまして、平成2

7年を推計をいたしますと3万6,000人程度にまで就業者が減ることになります。約4万人程度という推計になります。ただ、このページの一番下をご覧くださいと、今回1万9,000から1万5,000人に減少幅が圧縮された背景として、この新規就業者の数というのが平成8年から12年の年間平均1,800人から、平成13年から17年には平均3,000人に増えているという事情の変化も寄与していると考えております。こういった背景には、平成15年から実施しております緑の雇用の対策の効果もあったものと考えております。

1ページめくっていただきまして、一方、(2)ですが、平成27年に必要な林業就業者はどの程度かと試算をしております。その試算の結果としては、黄色いところに5万人程度と書いてございますが、5万2,000人ほど必要ではないかと考えております。この数字を計算する根拠は、このページの右下ですけれども、今回ご審議いただいている基本計画の中で、27年の素材生産量2,300万立米、あるいはこの基本計画に示された森林整備の目標に即しますと約50万ヘクタールの整備量が必要になる。こういう事業量が27年に確保されるということを前提に、素材生産の生産性の向上ですとか、その下の労働投入量を一定の前提をおきまして試算をすると、27年には5万2,000人ぐらいが必要になると考えております。

そういう意味では、左側の青いところですが、先ほど申し上げたトレンドの27年の推計値3万6,000人との間にギャップがありますので、今、申し上げたような事業量の確保を前提に、この青い部分に3点ほど書いてございますが、若年層の研修や高性能機械の導入、あるいは安全対策など、これも基本計画に盛り込んでいる対策ですが、これを実施していくことで、必要な就業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○木平会長 この森林・林業基本計画につきましては、この審議会といたしまして1月に諮問を受けて以降、情勢の変化や重点事項の検討、有識者ヒアリングや現地視察、これらを踏まえた計画(案)を審議してまいりまして、今回一般からの意見聴取を経て本日の基本計画(案)が示されたわけであります。かなりよく練られたものであると考えておりますが、これについてご意見あるいはご質問があればお願いいたします。

先ほども申しましたように、今日は最終案ということで、答申をしたいと思っております。ご意見なり、ご質問があればお願いいたします。

今回はかなり回数を重ねて審議、作成してきた結果かと思いますが、今回意見が出ませんので、特段のご質問がないということで、それでは後ほど答申が予定されておりますので、その議論、検討の結果の締めくくりといたしまして、基本計画については本日示された案のとおり

といたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題ということで、新たな基本計画の策定に伴う全国森林計画の変更について、前回7月11日の本審議会で事務局から説明があったところですが、本日は農林水産大臣の諮問を受け、これに対する審議を行った後、答申を行います。それでは、農林水産大臣の諮問を林野庁長官から代読していただくことで、お願いいたします。

○川村長官 林政審議会会長 木平勇吉殿

森林法第4条第7項の規定に基づき、全国森林計画を別添のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求める。

平成18年8月28日、農林水産大臣 中川昭一

○木平会長 それでは、ただいま諮問いただいたわけですが、これについては基本計画と同時に行った計画（案）に対するパブリックコメントの結果の概要と、全国森林計画（案）の説明をお願いしたいと思います。

○沼田計画課長 計画課長でございます。

それでは、全国森林計画の変更に対する意見の概要という2－1、それから2－2、2－3ということで、全国森林計画に関する資料を用意させていただいております。この資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の2－1でございます。これは全国森林計画の変更（案）についてパブリックコメントを実施したわけですが、基本計画と同様に、7月19日からの15日間ということで行いまして、意見が出されてまいりましたものは9件、個人が6件、団体、法人3件でございます。項目としては32項目にわたるといような状況でございます。それで、2－1のところに書いてございますけれども、例えば林業就業者を安定的に確保するために、雇用者である林業事業体の育成、経営安定対策が必要であるとか、特に間伐は災害を防ぐためにも大変重要であって、こうした山の手入れがしっかりとできるように検討願いたい、こういった意見の内容につきましては、既に全国森林計画の案の段階で趣旨は盛り込んでいるというふうに考えておりまして、そういった項目9つについては趣旨を取り入れているという整理をさせていただいたところでございます。

それから、2つ目の項目でございますが、低コストの林業生産という観点から、間伐はコストがかかるために伐期に達した森林において小面積の主伐を導入すべき、こういった意見もご

ございましたけれども、私どもとしては、まず高齢級間伐を推進していきたいというふうに考えているところでございます。ただ皆伐等を進める場合であっても、いわゆる小面積に抑えるということは必要であろう。そういった意味で、趣旨の一部を取り入れているというふうに考えております。それから、林業の担い手の減少・高齢化といった問題、それから地球温暖化問題にリンクする森林整備、安定的な木材供給の関係で、総合的な施策でありますとか、実効性のある施策が実現できる計画というふうにご意見をいただいているところでございますが、全国森林計画というのは、全国の森林の整備・保全に関する基本的な事項について、森林・林業基本計画に即した形で具体の計画を定めていくという性格のものでございます。そういった意味では、基本計画にも書いてあるわけでございますし、趣旨の一部はもちろん全森計画の中に書いてはあるわけでございますので、こういった形で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、1点修正するものということで、公益的機能の確保についての必要性という文言、若干表現ぶりの問題でございますが、公益的機能の確保の必要性ということで整理をさせていただきました。具体的には、2－3の資料の10ページのところでございますが、下線を引いてなくて恐縮でございますが、2－3の資料のⅡ森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項の1施業に関する基本的な事項（1）施業方法のア(ア)の1行目のところでございますが、「主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ」ということで、表現ぶりの問題になるのかもしれませんが、こういった形で修文をさせていただいております。

それから、4番目のでございますが、今後の検討課題ということで、必要な予算はしっかりと財源確保をすることが必要である、それから、具体的な国産材利用対策を進める必要がある、こういった問題につきましては、林政全体の問題にもかかわるものでございますが、そういった今後の検討課題、全体的な問題ということで整理をさせていただきたいというふうに考えております。

そういったパブリックコメント等々を踏まえまして、全国森林計画の変更（案）でございます。2－2の概要でまずご説明をさせていただきたいと思います。

全国森林計画、平成16年の4月から現行の全国森林計画、15年間の計画ということでできております。そういった中で、変更の基本的な考え方及び主な変更の内容のところでございます。1つは森林の整備及び保全の基本的な事項というところで、森林・林業基本計画でも書いているものでございますが、立地条件や国民のニーズ等に応じ多様な森林施業を推進する観点から、

広葉樹林化、長伐期化等に関する記述、こういったものを追加しているということが大きな点としてございます。

それから、森林施業に関する計画量でございます。伐採材積、造林面積、林道開設量ということで整理をしておりますが、今度の森林・林業基本計画の考え方の中で、やはり伐期の長期化でありますとか、これに伴う高齢級の間伐というのを積極的に推進していきましょうということで考え方が整理されておまして、そういったことで、今まで50年ほどで伐採をしているものを、例えば50年後には80年までもっていこう。そういった伐採時期を長期化していきましょう。そういった考え方に立って伐採の量を見直しております。そういったことで、主伐の量が減って、間伐の数量が約4割増えている。そういったことで、造林面積も4割減っている。主伐の減少ということを踏まえて、林道の開設量も約2割減っているというような数字的な変更内容になっております。

それから、資料の2－3でございますが、これが全国森林計画の変更（案）でございます。下線を引かせていただきましたところが、現行の、平成16年4月から有効の全国森林計画から変わった点でございます。主な変更内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、森林・林業基本計画の変更に伴って、表現ぶり等、それから数字等変わった部分ということでございます。

概略は以上でございます。

○木平会長 全国森林計画の変更について、これまでの審議、一般からの意見聴取を経て、本日の計画案が示されたところであります。これについてのご意見、あるいはご質問をお願いいたします。

それでは、私から一つ質問いたします。今、資料2－1のように、いろいろな意見に対してそれがどのように処理されたかという資料をいただいているんですけども、これはどういう形で発表されるのか。あるいはこれを質問した人は、自分の意見なり、コメントがどうされたかということはどういう経過で知ることができるのでしょうか。

○沼田計画課長 パブリックコメントにつきましては、いただきました内容について事務局としてまず整理をするということが必要になってまいります。そういった整理をした上で、どのように処理をしたか。ここでは趣旨を取り入れているから今後の検討課題ということで、4つの大きな項目で整理をさせていただいておりますが、こういった処理の概要につきましては、その結果を公表するということにしております。具体的にどういうふうに公表するかということになりますが、森林・林業基本計画にしても、全国森林計画についても、林政審議会でご審

議いただくということでございますので、こういった形で、一つは大きく林政審議会の資料として提出をさせていただいて、ご説明するということが大きな一点としてございます。2つ目には、そういった審議の結果を踏まえて、さらに私どもとして公表するというところになっているところでございます。

個々具体的に意見をいただいた方に対して、私どもが直接何かお答えするというふうにはやっておりませんで、全体としてこういう処理をしましたということで、全体的な公表でそれにかえさせていただいているという状況でございます。

○木平会長 そうしますと、今日、審議会へご報告いただくということが一番大きな発表の方法と考えていいわけですか。

○沼田計画課長 はい。

○木平会長 そうしますと、この資料自体は何か公表される資料として……。

○沼田計画課長 この資料そのものがまず公表されます。

○木平会長 審議会関係の資料として。

○沼田計画課長 はい。

○木平会長 それから、もう一点なんですけれども、処理のところに4つの区分がされているということで、最後のところが議論が分かれるところだと思うんですけれども、今後の検討課題ということで、今回は意見が出てきたけれども、それは計画には反映しないというカテゴリーだと思います。そして、そのときに、意見を出した人は、なぜ自分の意見が採用されなかったのか。要するに、政策とか考え方の対立で入れられなかったのか、あるいは全国森林計画というものの性格になじまない意見が出たのではないかと、そういうようなことがあると思うんですけれども、そういうことについて、意見を出した人はなかなか判断しづらいですね。その辺は将来どうなんですか。なぜ今後の検討課題になったかというところには、意見の食い違いだけではなくて……。

○沼田計画課長 恐縮でございますが、資料2-1で、大変申しわけございません。私が表紙の1枚目だけをご説明させていただいたわけでございますけれども、表紙をめくっていただきますと、詳細にどういった意見が、どういう場所でどういう意見が出てきたか。それからどういうふう処理をしたか、処理の理由ということで、一番右側の欄でございますが、ちょっと細かく書き過ぎているのかもしれませんが、こういった処理の理由はこうでございますというような資料もつけて、この資料全体で公表させていただくという予定にしておりますので、こういった理由も一応公表されるという予定になっております。

○木平会長 私が質問した趣旨というのは、こういうパブリックコメントという制度ができてかなりたっているわけです。農林水産省だけではなくて、あらゆる官庁がこういうことをやっているということなんですけれども、時間とともにそれが有効な手段になるという方向ではないといけないと思うんです。形式的にこういうことをやったという、制度として整っているだけではなくて、最初はなかなか意見も出てこないと思うんですけれども、時間がたつにしたがって、社会からこういういろいろな意見が出てきて、それがフィードバックされるという体制がつくられなければならないと思うんですけれども、私の感じとしては一向に社会に定着するという姿が見えないようなので、行政からも、もう少し積極的にやらないといけないのではないかという意見を持っております。

○太田委員 言わずもがなのことなんですけれども、両方のパブリックコメントを見させていただくと、特に環境税等についてぜひやってくれという意見が多い。それについて、国民の動向を見てというような答えになっているんですけれども、繰り返しになりますけれども、環境税の今の状況をさらに進めるためには、もう一步深いPR、もう一レベル高いPRをやるということもそのきっかけになるというふうに、私は個人的ですが感じておりますので、それでこの前も広報ということを重視したということです。食育に関連して木育とか、いろいろな意見は出ているわけなんですけれども、もう一レベル高い段階、それはここで話をすると長くなりますのでやりませんが、そういう広報あるいはPRもあるんじゃないか。それが環境税等にも関連していくんじゃないかというふうに個人的には考えております。そういうことを本来は進めていくということが、こういうことの4番の分類のところに対する、何か我々の考え方、あるいは林野庁の考え方が出るので、会長の言う話を聞けばそういう話がどこかにちらっとあればいいかと、こういうことなんじゃないかというふうに個人的には思っております。

感想でございます。

○木平会長 ほかの委員からご意見をお願いします。

○魚津委員 前にも言ったと思うんですけれども、パブリックコメントの3ページの下から3行目、市町村の森林整備計画についてであります。これは某県の話でございますが、県が10万、市町村が10万、20万円でこの計画をつくれということなんです。某県です。そこで、某町が今計画をつくろうとしておりますが、20万円というのは過去につくったものの文言を整理するという程度なんです。これをまとめて、これで果たして全国の森林計画といえるのか。某町の人都在这里しゃべっているんです。

実は、過去にも申し上げたと思うんですが、こういう制度ですから、こういう制度なのかも

しませんが、もし5年後に見直されるとすれば、やはりその視点をとらえる必要があるのではないかと考えております。2－3に全国森林計画の中に流域ごとのこれが決められているんです。例えば、流域ごとでしっかりと都道府県につくらせるのか、それとも森林組合単位でつくらせるのか。今の段階では市町村に整備をつくらせても、今ほど申し上げましたように県は10万円しかくれません。それに某町が10万円つけて20万円でその計画が果たしてできるのかという疑義を持っているんです。そういうことを申し上げておきますので、次の計画をつくられる、見直しをなされるときに、真剣に考えていただきたい。この計画はこれでいいと思っているんですが、よろしくお願いいたします。

○木平会長 何かおっしゃいますか、ご意見として……。

○沼田計画課長 大変恐縮でございます。確かに今、市町村を初めとして各地方で財政の問題を含めて非常に大変だというのは、私どもとしても認識してはいるのでございますけれども、森林整備、やはりそれぞれの場所に森林がある。森林面積は大体2,500万ヘクタールございますけれども、8割は中山間地域にあるわけでございます。そういった意味からも、森林の整備・保全を図る上からは、ぜひとも市町村のご支援がないと私ども国全体としても、なかなか森林の整備・保全というのはうまくいかないだろうというふうには思っているところでございます。そういった意味で、いろいろな知恵を出し合いながら、私どもとしても、県を通じてということにはなろうかとは思いますが、いろいろな工夫をしながら、またどういったことができるのか、また資源の把握をするときに国家レベルでうまく管理体制がつかれないのかどうか。そういった点も含めて、さらに幅広い観点から検討していきたいと思っておりますし、またそういった点についてはぜひともまたいろいろなご意見を私どもに教えていただければありがたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○魚津委員 重ねて申し上げますけれども、恥ずかしい話をしているんです。某県は来年から県民1人当たり150円お集めになられるんです。相当の金額です。そのときに、話をされた市町村長会議というのがございまして、そこで言われたのは10万円出すからという話で、実は問題点が随分違った論点になってきたんです。某県でございますので、今ほど課長が言われるのは計画をつくるという段階ではきちんとしたものはつくりたいという、その熱意はわかるんですが、ずっと下に行くと、現場は、正直いって隣の先生が言われたように20万円でコンサルに出せるのか、出せないです。そういうことなので、今回ではなくて、次のステップのときにということでご提言を申し上げておきたいと思っております。

○木平会長 ほかにこの件についてご意見があればお願いいたします。

○恵委員 林業労働力のことが前議題のときに出ましたが、こちらの林業労働力の5万2,000人必要ということと、それぞれの事業の展開とがリンクしていかないと、実際に、今、各県、各自治体で計画をお立てになっても、それは実現しないことという理解をしておいてよろしいでしょうかということなのですが。一般に考える労働力というのが、国有林も民有林も全部合わせての、総数という理解をしておくだけでよいのか。労働力全体はさまざまな場に労働力として力が発揮できるマンパワーであって、それは国有林だけではなく、民有林とも将来は連携しながらいけるのか。このあたりは、今は将来足りないといわれている5万2,000人は、国有林野に関しては同じような労働力、見通しというものがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○木平会長 資料は戻りますけれども、今後の必要な林業就労者の見込み、試算について、この内容について、国有林はどうなっているのか、事務局からお願いいたします。

○沖業務課長 業務課長でございます。

国有林の労働力のことでございますが、後ほど経営企画課長から多分説明があると思いますけれども、今、行っております造林事業のほぼほとんどは民間の方にやっていただいております。そういった意味におきましては、国有林が直営でやっているものはほとんどございませんので、労働力については民有林、国有林一本化の中でやっていく形というふうにご理解していただいていいと思います。具体的には、経営課長の労働力全体の話をお願いいただければいいと思います。

○高橋経営課長 労働力の目標がそれ単独で存在するわけではなくて、もちろん先ほど申し上げたように、まず事業量があって、それに生産性なり、要素をかけて、先ほどご説明したような数字を出していますので、逆に労働力がなければその事業量もこなせないわけですが、当面の計画、今日ご説明したことの考え方としては、まず27年にこれだけの事業量がある。それを支えるための労働力として、今、申し上げたように国有林、民有林合わせてこれだけの人材が必要ということでございますので、それは両方あいまってということでございます。

○木平会長 ほかにご意見がなければ、それでは、本日示されました案のように全国森林計画についてはこの案のとおりにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、次に、平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、諮問、審議に移ります。これについては農林水産大臣から諮問をいただき、これに対する審議を

行った後答申を行い、公表することになっております。

なお、その公表に際しては林政審議会としての意見の概要をあわせ公表することになっております。それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただきたく、お願いいたします。

○川村長官 林政審議会会長 木平勇吉殿

国有林野の管理経営に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、平成17年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、貴審議会の意見を求める。

平成18年8月28日 農林水産大臣 中川昭一

○木平会長 それでは、平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○津元経営企画課長 経営企画課長でございます。

私から、平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）につきまして、ご説明をいたします。資料は、右肩に3－1という要約版と、それから横版の3－2という本文がございます。本文は全体で63ページということで、大変厚い資料になってございますけれども、本日は時間の関係もございますので、3－1の要約に基づきまして内容を説明したいというふうに思っております。

2ページめくっていただきまして、1ページでございます。現在の管理経営基本計画につきましては、平成16年4月から26年3月までを計画の期間といたしまして、名実ともに開かれた国民の森林を実現していくために取り組みを推進ということで行っております。

2番目のところに主な取り組みということでございますけれども、1に公益的機能の維持増進ということでございます。既にご承知のように、国有林でも森林を水土保持林等の3つに区分いたしまして、それぞれの区分に沿って適切な施業の扱いをしております。

ここでは、長伐期施業、針葉樹と広葉樹の混交等の育成複層林施業、水土保持林のことを書いてございますけれども、崩壊が発生した治山施設というようなことで、周辺に自生する樹種を植栽いたしました九州局の宮崎北部の例、それから針葉樹一斉林を抜き切りいたしまして針広混交林へ誘導している中部森林管理局の例を載せております。

それから、2つ目でございますけれども、循環利用林の例でございますが、森林の健全性の確保、また需要拡大ということで、間伐ということを私ども強力に推進をしております。そういったことで、ここでは高性能林業機械を活用いたしました列状間伐の例ということで、岡山森林管理署の例を載せてございます。

2 ページでございます。公益的事業ということにつきましては、治山事業、大変大きな柱でございますけれども、集中豪雨またたび重なる台風により山地災害の迅速な対応ということで、ここでは九州各県、昨年度の台風14号災害のこういった災害復旧の例、それから平成16年10月に発生いたしました新潟県の中越地震、それに対する山地災害の本格的な復旧ということで、ここに例示を載せております。

また、(2) 番目でございますけれども、私どももう一つ大きな柱として、森林環境教育、こういったものに取り組んでございますけれども、ここでは学校林等を対象といたしまして、森林環境教育の場の提供ということでの「遊々の森」の協定、これを17年度に全国14カ所で締結をいたしました。これで107ということで、数字は確実に上がってきておりますけれども、ここでは都市部の修学旅行生の受け入れといったような例で、三陸北部森林管理署久慈支署の事例を載せてございます。

それから、3 ページでございます。森林整備への国民参加の促進ということで、「ふれあいの森」といったような制度を実施しておりますけれども、全国147カ所でこれを実施しております。この例示は台風により甚大な被害を受けました国有林の復旧ということで、NPO等に森林再生活動のフィールドを提供しておりますけれども、富士山国有林森づくり連絡協議会、このような設立の支援も行ってきております。

それから、伝統文化の継承ということで、木の文化を支える森づくりといったような制度がございますけれども、17年度におきましては「斑鳩の里法隆寺古事の森」ということを新たに設定いたしました。これで全国15カ所目ということでございます。

それから、自然再生に取り組む市民団体などの活動の支援ということでございますけれども、特に全国10カ所がございます森林環境保全ふれあいセンターといった施設がございますが、これを核といたしまして、市民団体の活動の支援を行っております。ここに載せておりますのは、平成16年台風18号被害で北海道の森林被害は大変なものでございましたけれども、その再生を目指すという「野幌プロジェクト」の例を載せてございます。

それから、4 ページでございます。新たな政策課題への率先した取組でございますけれども、ここでは地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるためということで、木材利用の推進を国有林野事業でも積極的に展開をしております。庁舎を国産材のみでつくるとか、また治山工事、林道工事等の、そういった工事に木材、国産材をおおいに使っていくということで、使用量も16年度に対しまして増えてございます。

それから、5 ページでございますけれども、これも国有林独自の事業でございますが、生物

多様性の保全等を図るということで、全国13カ所に新たな保護林を制定いたしました。保護林につきましては、既にご説明するまでもございませんけれども、大正4年から国有林の独自の制度として貴重な自然、動植物を守っていくといった制度でございます。これで850カ所、68万ヘクタールというふうになりまして、ここでは日本固有の種であるヤクタネゴヨウ、これは屋久島でございますけれども、ここの保護林を設定したという例を載せております。

それから、全国で22カ所、42万ヘクタールということになりましたけれども、緑の回廊という制度、これは平成12年度から行っております。17年度には3カ所、3万ヘクタールということを設定いたしました。この緑の回廊を設定いたしますと、東北森林管理局の例でございますけれども、野生動植物のモニタリング調査、こういった調査を行いまして、適切な管理に努めていくということでございます。

それから、（４）でございます。双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組ということで、モニター制度、国有林モニター会議といったものを開催いたしました。17年度は全国で360名の方のご参加をいただきまして、いろいろなご意見を聞いております。ここでは実際に現地といいますか、足尾地区に行きましてご意見を聞いた例を載せてございます。

6ページでございます。林産物の持続的かつ計画的な供給ということで、木材の安定供給に貢献ということをいたしております。佐賀県の伊万里市に大型ラミナ工場ができ上がりましたけれども、ここに対しまして、国有林の6つの森林管理署から木材を安定的に供給しているといったような例でございます。

また、下でございますけれども、民有林から供給がしにくい銘木の供給ということで、長野県の善光寺の要請を受けまして、善光寺山門の解体修理に必要な資材ということで、天然サワラを計画的に供給しております。今は檜皮葺きでございますけれども、建設当時の枋葺きといった、サワラを使う改修工事への協力ということでございます。

それから、最後7ページでございますけれども、効率的な事業の実施につきましては、民間委託化ということで、これは強力に進めておりまして、伐採につきましては100%、それから、保育、人工造林につきましても100%近く、この率をどんどん上げてきております。

また、最後でございますけれども、こういった中で平成17年度の事業につきましては、収支両面にわたる努力を行いまして、前年度に引き続きまして新規借入金ゼロ、また収入が支出を26億円上回るといったような結果になっております。これは後ほど決算状況の説明というのがございますので、またその中でご説明をしたいと考えております。

以上でございます。

○木平会長 それでは、これについてのご意見あるいはご質問をお願いいたします。

先ほど恵委員からご質問のあった労働力の問題のときに、国有林は外部委託になるんだということが、7ページの表に書いてあるとおり、ほとんどがこれまでの直営から外部委託になるというようなことがよくわかるんじゃないかと思います。国有林野の管理経営に関する実施状況、平成17年度について、ご意見とかご質問があればお受けいたします。

○恵委員 概要版ではないのですが、3-2の57ページとか、用語集が丁寧につけられていて、これは大いに参考になると思うんです。57ページの一番下の左は京都議定書の目標達成計画について記載されていて、それから59ページには10カ年対策について記載されている。どこかに3.9%のことが書いてあるのかなと思って探していて、まだ見つけられていないんですが、もしそういう基準について記述があると、できれば近くに書いてあるともっとわかりやすいのかということをおもいましたので、それだけです。

○沼田計画課長 京都議定書の目標達成計画の関係でございますが、実は、基準年、1990年の排出量でございますけれども、この基準年の排出量につきまして、実を言いますと今月の末、もうすぐなんですけれども、30日に環境省が最終的に公表する予定にしております、二酸化炭素のトン数でございますと恐らく12億6,100万トンぐらいになりそうでございます。要するに1990年の基準年の排出量が少し増える。これは代替フロンとか、そういったもので捕捉できなかったものを捕捉できたというようなことで、全体の排出量が増えるということでございます。

それに対しまして、いわゆる京都議定書において、森林吸収源として森林経営の対象となっている森林から森林が吸収している二酸化炭素の量ということで、各国上限値が決まっております、その上限値は日本に割り当てられている上限値はほかの国から比べると非常に高いんですけれども、炭素に換算しまして1,300万炭素トンということでございます。それは交渉によって決まった数値でございますので、その1,300万炭素トンという数字は変わらないという状況でございます。このように分母が増えて分子が変わらないということになっておりまして、恐らく3.9%という数字は若干、3.8ぐらいにちょっと下がるというような状況になりそうだということでございまして、この辺についてはもうすぐ、30日以降になってはつきりするかとは思っておりますけれども、そういう状況であるということだけご理解いただければとありがたいと思っております。

○恵委員 そうしますと、我が国の3.9とか、資料1-3も変わりますね。

○沼田計画課長 その辺はもう少し考えさせていただきます。

○木平会長 3.9というのは大分みんなに行き渡っていますから、それでもいいんじゃないか

と思いますけれども。

ほかにご意見はございませんか。

○鷲谷委員 多少なりとも原生的な状況が残されている保護林等の管理に関してなんですけれども、健全な生態系を維持していくために、希少種の保護と同時に、外来種の対策というのが今重要になってきていると思われるんですが、実際に小笠原等の森林では、恐らく外来種のモニタリングであるとか、一部は対策も実施されているように思われるんですけれども、これを拝見すると外来生物に対する管理などの記述がほとんどないような。全部詳しく見ていないので、もしかしたらどこかにあって見落としているのかもしれないんですけれども、希少種の保護と同じくらいの比重でそういうことも入るといいんじゃないかというふうに思いました。

○木平会長 いかがでしょうか。外来種の駆除あるいは防止について、何か記述があるかどうか。

○津元経営企画課長 外来種につきましては、委員ご指摘のように、特別に記述しては現在のところございません。ただ、今、小笠原の話等ございましたけれども、現在そこで生態系保護地域等の検討も行っている。また、さらには世界自然遺産の話等もございますけれども、アカギの問題、まさに最近ではモクマオウの問題等も出ておりますし、それから、そういったいろいろな保護林の生態の状況というものにつきましては、いろいろな調査を行いたい、データもとりたいということで、これも別途19年度の新規要求等も行っておりますけれども、そういうデータを重ねる中で、必要に応じてそういった外来種対策の問題等も今後検討していきたいということを考えております。

○木平会長 この外来種の問題は国有林の問題とは限らず、あらゆる森林の管理の中で今非常に関心の高いものになっている、こう思います。したがって、国有林でもそういうことについてかなり配慮する必要があるということは当然だと思います。

それから、外来種に関してなんですけれども、法面緑化のときなどでも、相変わらずまだ外来種子を使っているというのがかなりあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺について何か方向があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○沼田計画課長 確かに、法面緑化に関して、積極的にという意味ではないんですけれども、まだ外来植物が入っているという場合はあろうかと思っております。それは、意味するところは、特に法面緑化の場合、いわゆる厚層基材ということで、早急に法面の復旧をやる必要があるような場合というのは、そういったものを使うときが往々にしてございますので、結果としてそういうふうになっている場合はあるだろうと思っています。ただ、外来植物から郷土樹種

といいますか、その地域に自生しているような種であるとか、植物でありますとか、そういったものを使っていこうという動きにはなっておりまして、そういった意味で、こういったことが可能なのか、今、調査をやっていることが一つございます。

それから、実際に現場段階でも、例えば一面にわたって厚層基材を使うとか、そういう極端な緑化みたいなものではなくて、現地の実情に合わせたような形でもう少し郷土樹種が使えるかどうかという、ケース・バイ・ケースになるかとは思っておりますが、実行段階でもそういった工夫を、少しずつではありますけれども、重ねてきているという状況にあらうかと思っております。

○池淵委員 もともと外来種なわけですが、最近竹林というんですか。あれの繁茂というか、これも森林管理の範疇に入る内容なんですか。景観とか、里山林とか、下の方かもわからないけれども、結構国有林の中にも、繁殖も含めてですけれども、ほかの樹種を圧倒するような背丈等々もあるものだから、竹林というのは森林という、外来種という、もともとどこから来たものかもわからないですけれども、竹林というのはどんな扱いをされるんですか。

○沼田計画課長 竹林であっても、いわゆる森林の定義からいいますと立木竹でございますので、木と竹もそういったものに、森林の中に含まれ得るということにはなります。今、先生ご指摘のように、今、問題になっているのは、孟宗竹が多分一番問題になっているんだろうと思います。ご承知のように、江戸時代か、その前かわかりませんが、中国から入ってきたというようなこともございます。そういった意味からすると外来樹種ということにはなるんだろうと思います。特に西日本を中心にして、もうある意味ではかなり固有といいますか、郷土的な種類にはなっているんだろうと思います。そういったことで、多いのは、例えば鹿児島とか、大分とか、福岡、それから山口、あとは関西近辺にはなろうかとは思っております。昔はある意味きちんと手入れしていたといいますか、人が入っていて、繁茂しないように、極端に広がらないように手が入っていた。タケノコをちゃんととっていたということにはなるんだろうと思います。最近はそのような日常的な管理が滞ってきているというようなこともございまして、竹林がかなり繁茂してきている状況にはなっているという認識は持っております。そういったことで、私どもとしてもいろいろな、ここ二、三年前からでございますが、衛星データを使った資源状況把握、竹の資源状況を把握する調査をやったり、それから実は造林関係の事業で竹を駆除するといいますか、そういった必要に応じて、もちろん除伐の一環として竹を除くこともできるわけですし、あるいは地下茎が本当に伸びるようなところだと、そこに鉄板なりいろいろなものを敷いて根が拡大しないような工夫をすることができるよう事業も

始めたところでもございます。その辺は地域と一体となって、こういった事業がいいのか、その辺よく相談させていただきながら、やっていきたいと思っております。私どもとしても竹林が繁茂するというのもちょっと問題かなと思います。

また、あわせてそういった竹林というのも、例えばタケノコをとるようなところだと、必ず五、六年に一遍ローテーションいたしますので、五、六年して全部切らないとタケノコの新しいのが力が弱くなりますので、五、六年したらタケノコ林は必ずローテーションするんです。そういったところで資源ができますので、そういった資源をどうやって有効に活用するか、その辺も課題の一つであろうとは思っております。

○浅野委員 今のお話の関連なんですけれども、奥山の、例えばレクリエーションの森としての活用だけではなくて、ぜひ里山というか、都市近郊の、都市と山をつないでいく、その部分での里山の竹林などの問題がたくさん出てきていると思うんですけれども、それをうまくレクリエーションとか、NPOの方などを誘導することによって、都市景観から見ても、それから環境の部分から見ても、それから、教育の部分から見ても非常に有効だと思いますので、その辺を少し時間をかけてご検討いただきたいなと思っています。

それから、先ほど在来郷土植生のことが出ていますが、いろいろなメーカーが法面、郷土植生で混合種子というようなものを開発されているんですけれども、なかなか使ってみないと少しプラメイトゾーンが変わるだけで使えるものと使えないものがありますので、その辺も地域の人たちと一緒に検討していくということもあってもいいんじゃないかなと思います。そのあたりをまた今後緩やかに誘導していただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○岡島委員 23ページ、21ページぐらいのところなんですけれども、環境保全ふれあいセンターなどがたくさん出てきて大変うれしいことなんですけれども、今、浅野先生がおっしゃったように、このセンターはすごくいいんですけども、もっと身軽に行かれるような、次の段階なんですけれども、骨子が大体できてきたら、次にはもうちょっと遊ぶといいますか、そんなことまで視野に入れたものをいっぱい、新しく設置しなくてもいいんです。営林署などにもそういう場所があるとか、人が一人いるとか、それぞれ配置はされていると思いますけれども、そういうように、もう一步幅の広い、何となくこれだけ読むと理科の好きな人が集まっているみたいなどころがあるから、それにプラスして、キャンプや釣りとか、そんなものも少し視野に入れたようなことで、行きやすい雰囲気をちょっとつくっていただくといいんじゃないか。

それから、前から言っているんですけれども、こういうことを担当する人たちの間にユニホ

ームみたいなものはないんですか。例えばアメリカなどではフォレスターが子供たちに物すごい人気がありますね。森林レンジャーと、もう一つナショナルパークのレンジャー、あれなどもユニホームで脅かしているわけではないのしょうけれども、子供たちのあこがれの職業の一つです。森林レンジャーは女性がかなりいますね。そういう意味で、一般の人にもなじみのあるような仕組みを少しとって、このようなふれあいセンターは大変すばらしいことで、もっとももっとつくっていただきたいんですけれども、それと同時に、もうちょっと気軽に遊べるというような雰囲気のところも次の段階では意識的に導入していただければと思います。

もう一点なんですが、河川局は河川局でNPO団体などを皆一緒になってやったり、それぞれのセンターを持っています。港湾局も今度は海の自然ということで始めています。それから文部科学省には国公立の少年自然の家や青年の家がある。こういうさまざまな施設がありますので、そういうのと横にらみといいますか、これはもう林野庁でも担当の部局の方はなさっていると思いますけれども、そういうのをうまくリンクしながら活用していく。プログラムなども林野庁の得意な部分のプログラムを河川局にあげたり、文部科学省からのプログラムをもらったり、そのようなプログラムの交流や人材の交流、それから施設の利用をしやすいするための方法論、そういったようなことも少し頭に入れてこれから進めていただければ、ありがたいと思っています。10年前ぐらいから比べますと夢のような形で、こういう森林環境教育が林野庁の中でも進んできたのは大変うれしいことなので、ぜひ今申し上げた2点についても、今後お願いしたいと思っています。

以上です。

○木平会長 それでは、国有林野の管理経営に関する実施状況について、今、多くの意見をいただきました。外来種の問題、竹のコントロール、あるいは里山レクリエーション利用、森林官のユニホームはどうか、あるいはふれあいセンターをもう少しさらに一般化したらどうか。あるいは、官庁間の横の連携、とりわけ里山とか、私たちの身近な森林におけるあり方についてのご意見がたくさん出ました。こういうことを踏まえまして、ぜひ行政はこれを今後頭に入れてやっていただきたいと思っています。そして、平成17年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、それ自体については今日示されました案のとおりでよろしいということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、これまで審議してきました森林・林業基本計画の変更、それから全国森林計画の

変更、それから平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についての答申に移りたいと思います。それでは答申案の配付をお願いいたします。

答申案について、お手元に届いたと思います。森林・林業基本計画の変更及び全国森林計画の変更については、別紙のとおり定めることが適当であるということ、それから平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況については、修正を求める特段の意見がございませんでしたので、適当であるということで答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

なお、閣議決定までの間にもし情勢の変化に伴い若干の言葉の修正、そういったものが必要になった場合には会長一任ということにさせていただきたいと思いますが、お許しいただけますか。

（「異議なし」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、この答申（案）につきまして、三浦農林水産副大臣がお見えになる予定になっておりますので、しばらくこのままお待ちいただきたいと思います。

それでは、ただいま三浦農林水産副大臣がお見えになりましたので、これから答申文をお渡ししたいと思います。

農林水産大臣 中川昭一殿

林政審議会会長 木平勇吉

森林・林業基本計画の変更の答申について

平成18年1月25日付け17林政企第84号をもって諮問のあった森林・林業基本計画の変更について、下記のとおり答申します。

記

森林・林業基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

次に、全国森林計画についてです。

農林水産大臣 中川昭一殿

林政審議会会長 木平勇吉

全国森林計画の変更の答申について

平成18年8月28日付け18林整計第105号をもって諮問のあった「全国森林計画の変

更」については、下記のとおり答申します。

記

全国森林計画の変更について、別紙のとおり定めることが適当である。

最後は国有林野です。

農林水産大臣 中川昭一殿

林政審議会会長 木平勇吉

平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の答申について

平成18年8月28日付け18林国経第19号をもって諮問のあった「平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」については、下記のとおり答申します。

記

平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、適当であると認める。

なお、林政審議会の意見の概要は別添のとおりである。

それでは、ここで三浦農林水産副大臣からご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○三浦農林水産副大臣 中川昭一農林水産大臣にかわりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

森林・林業基本計画の見直しにつきましては、本年1月に諮問申し上げまして以来、約7カ月という短い期間ではございましたが、熱心なご議論をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

本日いただきました答申に示されておりますとおり、森林は国土の保全、水源涵養などの多面的機能の発揮を通じて、国民全体に恩恵をもたらす「緑の社会資本」であり、林業は森林の持続的な利用を通じて人と環境に優しい素材である木材を産出する産業であります。林業をめぐる情勢は依然として厳しく、間伐等の必要な施業が十分に実施されていない状況にあります。近年意欲ある事業者の取り組みや、加工技術の向上などにより、国産材の利用拡大の兆しが見られます。今後このような動きを加速化し、広葉樹林化など、国民のニーズにこたえた多様で健全な森林の整備や保全、国産材の利用拡大を軸とした林業、木材産業の再生など、答申の方向に基づく施策の推進に全力を尽くしてまいりたい所存でございます。

あわせて、本日は全国森林計画の変更及び平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についても答申をいただきました。これらを踏まえまして、適切な森林の整

備・保全を図るとともに、国有林野事業につきましても、国民の森林としての国有林へ向けた取り組みを一層推進してまいり所存でございます。

最後に、委員の皆様におかれましては、今後とも森林・林業政策の推進全般にわたりまして、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。私のお礼のご挨拶とさせていただきます。

平成18年8月28日、農林水産副大臣 三浦一水、ありがとうございました。

○木平会長 どうもありがとうございました。

本日は三浦農林水産副大臣のご臨席のもとで無事一連の答申ができましたことは、大変感謝しております。どうもありがとうございました。

三浦副大臣はここで退席されます。ありがとうございました。

それでは、議事に戻りまして、次に説明事項といたしまして、平成17年度国有林野事業の決算概要と松くい虫被害対策について、続けて事務局からご説明をお願いいたします。

○高柳管理課長 管理課長の高柳と申します。よろしくお願いします。

お手元に資料4-1、4-2という2つの資料があるかと思います。この2つの4-1、4-2でご説明いたします。

まず4-1でございますけれども、平成17年度国有林野事業の決算概要でございます。平成17年度国有林野事業につきましては、抜本的改革の基本方針に基づきまして、財務の健全性に努めました。その結果、前年度に引き続き新規借入金をゼロとすることができました。また、収支差はプラスというふうになったわけでございます。

以下の収支の状況でございますけれども、4-2の横長の表をご覧くださいながらご説明したいと思います。4-2でございますけれども、横の表で、まず収支の状況を書いております。左側の欄でございますけれども、収入欄でございますが、事業収入は431億円、54億円の減少というふうになりました。これは土地需要の減退等から林野等の売払代の収入が減ったことに大きく起因しております。

また、一般会計の受け入れでございますけれども、1,106億円で、19億円の減少となっております。これは金利の低下から利子財源が減ったことによるものでございます。また、借入金でございますけれども、新規借入金はゼロでございます。収入合計欄は3,580億円でございます。

一方、右側の支出欄でございます。人件費でございます。職員規模の適正化に努めました結果、760億円と71億円の減少になっております。

また、事業的経費でございますけれども、地球温暖化防止等に資する森林整備の推進及び公益林の保全管理の充実等の結果、20億円増加し546億円になっております。合計欄は3,555億円でございます。

この収入支出の差でございますけれども、プラス26億円でございます、先ほどご説明申し上げましたとおりの数字になっております。

次の2ページをご覧ください。損益計算書でございます。費用と収益とを対比させて書いております。この費用、収益をそれぞれ合計して引いたものでございますけれども、本年度の損失として355億円を計上してございます。前年度よりも61億円の増加というふうになっております。

次の3ページをご覧ください。3ページが貸借対照表でございます。左側の資産の部でございますが、国有林野事業の資産のほとんどは立木竹でございます、その立木竹が6兆6,077億円になっております。

一方、右側、負債の部でございますけれども、長期借入金が1兆709億円というふうになっております。

注の1をご覧くださいますと債務残高が1兆2,796億円でございます。内訳は長期が1兆709億円、一方短期が2,086億円でございます。この数字は前年度の1兆2,796億円と同じ数字というふうになっているわけでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○佐古田森林保護対策室長 森林保護対策室長でございます。

お手元の資料は資料ナンバー5 松くい虫被害対策についてとしました横長の資料をご覧くださいと思います。

2枚お開きしたいと思います。ページ1、まず、松くい虫被害対策の概要ということでございます。右のグラフにありますように、平成17年度の松くい虫被害量は全体で約69万立方メートルとなりまして、平成15年度以来3年連続して減少するところとなりました。

被害の発生地域につきましては、北海道と青森県を除く45都府県ということになってございます。このことは、右の下の方にもございますように、昭和57年に秋田県で被害が確認されて以降二十数年全く変わっていないということでございます。

2ページから5ページまでは従来と内容がほとんど変わっておりませんので、恐縮ですが説明は省略させていただきたいと思います。

6ページをご覧くださいと思います。松くい虫被害先端地域における対策ということで

ございます。これは東北地方における松くい虫被害の状況でございますけれども、右のグラフでおわかりのように、過去十数年で急速に増加しておりまして、現在全国の被害量の27%ということで、約3割を占めたということでございます。

この東北地方につきましては、次のページに地図を用意しておりますので、7ページをご覧くださいんですが、秋田県と岩手県の旧市町村区域における新規の被害発生年度を表示したものでございます。ご案内かと思いますが、先月に秋田県内の旧八森町内の青森県境から250メートルのところで、本年5月に発見されました松枯木1本からザイセンチュウが確認されております。こうした事態を受けまして、本日ご出席の小林先生を初めとする専門家のご助言をいただきながら、現在、秋田県と青森県、そして東北森林管理局、三者が連携して被害の監視の強化や防除帯の設置等の緊急対策を実施しているところでございます。

次に、8ページをご覧くださいと思います。昨年の三位一体改革に伴う補助金制度の見直しによりまして、平成18年度の松くい虫被害対策関連予算につきましては、被害が既に蔓延している地域における対策に要する経費につきましては地方に移譲して、国による補助事業は、緯度とか標高、こういった要因で被害の先端地域となっているところ、こういった地域に限定して実施することとなりました。

以上、大変簡単でございますが、全体の概要を終わりました、次に9ページをご覧くださいと思います。平成17年度の松くい虫特別防除の効果調査ということでございます。この調査につきましては、28県で実施しております。調査の方法、調査地区の概要等につきましては、従来と変わっておりません。調査結果につきましては、11ページ以降に簡単に取りまとめておりますが、恐縮ですが12ページをご覧くださいと思います。これは箇所別の概要ということでございます。この中に、福島県のいわき市などは網かけで表示されておりますけれども、これは特別防除の実施区と非特別防除の実施区で防除方法が異なっているために、全体の集計から除外したことを示しております。

この表の一番下の欄をご覧くださいと思います。特別防除区における当初の総本数が1万6,947本、被害本数が311本ということになってございますので、全体としての被害本数率は1.8%ということになります。一方、非特別防除区につきましては、下段の右端に表示しております8.19%ということになってございます。

こういった全体箇所別の概要につきまして、恐縮ですが、10ページをもう一度お開きいただきたいんですが、この10ページに調査結果の概要ということで取りまとめてございます。17年度の調査結果につきましては、右の表にございますように、特別防除区と非特別防除区の被害

率が0.22ということで、特別防除区が約4分の1以下ということになりました。この比率につきましては、16年度が0.14で、多少比率としては上がってはおりますけれども、いずれにしても、両者には明らかな差が認められるということで、特別防除による防除効果は高いというふうに考えてございます。

11ページ、被害本数率の分布については省略させていただいて、後でご覧いただきたいと思っております。

大変急ぎますが13ページをお開きいただきたいと思っております。これは平成17年度の松くい虫特別防除の自然環境と影響調査でございます。この調査につきましては8県で実施してございます。調査方法等につきましては、実は本審議会でご指摘等ございまして、平成16年度から調査方法見直しをいたしました。17年度の調査方法につきましては16年度の調査方法を踏襲して実施しております。14ページから18ページにかけてその結果を取りまとめてございます。それと、19ページ以降に8カ所の調査区ごとの個票を参考資料としてつけさせていただいております。

調査結果についてはこの個票の方が少しわかりやすいと思っておりますので、細かくなりますが、こちらを見ていただきたいのですが、23ページに山口県の例がございまして。すべての県で全部の調査を実施しているわけではございません。山口県の場合は比較的多く、ほとんど実施していただいておりますので、ここをご覧いただきたいと思っております。

まず1つ目の動植物への影響についてでございますけれども、野生鳥類と昆虫類、土壤動物、水生動物、この区分ごとに種類とその個体数につきまして散布区と無散布区ごとに散布後の数の増減をここに整理したものでございます。プラスマイナスは注書きのところを見ていただければ、こういう形で考え方を整理してございます。

これは全体として余りはっきりした傾向は出ておりませんので、スズメバチについては散布区のところで、1回目、2回目ともにマイナスになっておりまして、無散布区で2回目で余り変わらないということで、少し傾向が出ているようにも見えますが、そもそも個体数が少のうございまして、なかなかこれだけで評価することは難しいと考えています。全体としまして、いずれの区分につきましても、散布の影響によって種類または個体数が明らかに減少したというような傾向は、この結果からは認めることはできませんでした。

左下の枠につきましては、これは植生等への影響を整理したものでございまして、特段の異常は認められなかったということでございます。

また、2つ目の薬剤の残留についてでございますけれども、まず土壌につきましては、散布直後に0.21ppmということで濃度が検出されておりますけれども、90日後には検出限界値以下

というふうになってございます。また、河川水につきましても、散布直後に濃度が検出されておりますけれども、これは翌日に検出限界値以下というふうになってございます。さらに、大気中の薬剤の濃度につきましては、環境省が定めました評価値、これを大きく下回る濃度の検出にとどまっているという状況でございます。また、林況、これは両調査区が比較的似通った林況にあるということを示してございます。

こういった個票につきまして、概要を取りまとめたものを14ページから整理させていただいております。全体的に見ましても、ここに植生から鳥類、動物、こういった薬剤の残留等全般につきまして、影響はあったとしても一時的なもの、または軽微なものにとどまっているということが私どもの結論でございます。

なお、この調査の結果の取りまとめにつきましては、森林総合研究所にご助言いただいて、取りまとめたということを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、大変簡単でございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

○木平会長 国有林野の決算及び収支の報告、それから松くい虫被害対策についてご説明をいただいたわけですが、これについてご質問あるいはご意見をいただきたいと思っております。

○有馬委員 今、ご説明になったのに若干外れるような話かもしれませんが、松の対策についての具体的な内容の中で、海岸地域の防風林を主体とした、クロマツを主体としたものと、それとどちらかというと高地の山のアカマツを対象としたもの、東北地方はまた若干違うかと思いますが、これの多分やるのが恐らく違うのではないかと、私は思うんです。というのは、役割がかなり違うということがあるのではないかなというような気がしております。一つ私が若干気にしておりますのは、特にクロマツとか海岸林はもうやらなければいけないということがありますので、徹底的にともかく守るという一つのあれがありますが、山の方のアカマツなどについては、ややあきらめのムードがあるのではないかなというような感じを私は実はしております。あきらめといたら、後で植えるとか、そういうことに対して、守ることについては若干あるかもしれません。

というのは、なぜこんなことを申し上げますかというと、ご承知のとおり、日本の木造の文化財というもののかなり重要な部分はアカマツに頼っております。決してクロマツではありません。しかも、これが、ご承知のとおり寺社仏閣等が、重要文化財でもお寺が大体1,000、それから神社が大体2,000、それからお城がございます。そういうことを考えますと、この補修材としてのアカマツの位置づけというのは大変重要な位置があるかと思います。先ほどの国有林のお話の中で国宝重要文化財の伝統的建築物の補修資材の確保のためというのが、近々には

やられておるんですが、これは多分アカマツがそれほど入っているとは、入っているのかもしれませんが。というのは東北、それから山陰のアカマツというのは、大変重要な位置づけにあるだろうと思っております。そういうことを考えますと、何か対策というのを、もう少し使うというのでしょうか、文化財等を含めたことを含めた対策を含めた説明というのも少しつけ加えていただいた方がいいのではないかと。今後の政策としても、文化財の保護ということを考えますと、大変重要な位置づけでもありますし、これは文化財の補修のときに一番足りなくなっているのはアカマツであることはこれはご承知のとおりかと思えます。そういう点を含めて、駆除対策を含めて、それから実際にあるものの保護、それから植え続けるというのでしょうか、つなげていくというのを含めて、少しご検討いただければということでございます。

○木平会長 今のご意見、林野庁はご検討いただきたいと思います。アカマツの文化財の補修材としての意味を考えて、これの現存のアカマツの保護、あるいはさらには更新ということについて検討すべきである、こういうご意見です。

○津元経営企画課長 今、アカマツの話がございましたけれども、国有林も先ほどご説明をいたしましたような古事の森というので、そういった歴史的な建造物の原料等の保全ということをやっておりますけれども、現在のところはアカマツは対象になっておりませんけれども、いろいろなニーズとか、いろいろなものがあれば、これは樹種を限定しているわけではございませんので、今後また対応していきたいというふうに思っております。

○木平会長 せっかくなので、小林委員から全般のコメント、あるいは今のご質問に対するコメントをお願いします。

○小林特別委員 小林です。

東北で青森県境240メートルのところでザイセンチュウが検出された。これは東北でも大きな話題になっております。1ページの被害発生都府県の推移という表を見てもおわかりのとおり、山形に入っているのは昭和54年に入っております。それが57年になりますと秋田県の象潟という、あそこに発生しております。それ以来24年たっておりますが、何だかんだといいながら、秋田県は結構一生懸命にやってきたんですけれども、とうとうここまできて、そして、確かに、行政的といいますか、社会的には二十何年も青森県に入るのを防いだものが、いよいよおかしくなったんですね。県境を越えていったら、それは社会的にはかなりショッキングなことだろうと思えますけれども、これは実はマツノザイセンチュウ、松くい虫被害を起こす、この生き物は典型的な、先ほど話題になった外来の、侵略的な、非常に病原性の強い、言ってみると日本の松は大変に被害にかかりやすい、そういう性格なんです。ですから、防除も大変、

はっきり言って通常の日本古来にある松の病気や虫の害に比べますと防除が実はとても難しいんです。一生懸命やってきて、ここまで、確かに困った状態ですけれども、考えてみますと、青森県、秋田県、そして国有林の連携というのがかなりしっかり出来つつあります、私の目から見ても。そうしますと、ここでしっかり監視体制を、三者の緊密な連携で監視体制が入りますと、入っても押し戻せるということです。

これは一番北ですから、どうしても松くい虫も条件は悪いんです、西日本や、関東以西に比べますと。ですから、思い切ってすぐ猛烈な病原力をそう發揮はできない。ですから、監視をしっかりやって、そして適切な処理を行うことによって、たとえ入っても押し戻す。こういう形で、要するに甚大な被害が青森に起きるというふうなことは防げる、こう思っております。

それから、先ほど有馬委員のおっしゃったあれは、まさにそのとおりなんです。海岸は海岸松林、まさに江戸時代より苦心惨憺という例のことで、関心はすごく高いんですけれども、秋田県などはまさにおっしゃるとおりで、海岸は一生懸命です。ところが、どうしても内陸アカマツがおそろかになります。これが本当に実態としてあります。

ただし、最近では空から写真を撮ってカミキリムシのついている木を特定する手法のようなものがかかなり進みつつあります。そうしますと、内陸アカマツというのは、ご存じのように尾根にありますから、遠くで見つけても行くのもなかなか大変、行ったからには行った段階で何らかの処置をするということです。今まではとにかく見つけるのもなかなか大変という。見つけるところがどうやら技術的にできそうなものですから、海岸よりは難しいのは確かですけれども、今までよりは一歩進んだ対策というのが可能になるだろう、このように思っております。

以上です。

○木平会長　ぜひ、小林委員のおっしゃったように監視体制、それから協力による実行で押し戻せる可能性があるということで実現したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。松くい虫あるいは国有林の決算について。

○早坂委員　私は宮城県でたくさん松くい虫の被害を見てまいりました。東北の中で、市町村によって、県もそうなんですけれども、取り組み方が結構ばらばらで、隣の市町村は大丈夫だけれども、隣がだめだと、そういうことでかなり被害が広がったということがありました。ただ、今、押し戻せると、そういうお話を聞きましたので、これからでも大丈夫なのかなと思いましたけれども、一つ小林委員からお聞きしたいのは、先日新聞に秋田県と青森県の県境で五、六キロの松の伐採をしまして防除帯をつくる、その効果というものはどれだけあるのか、教えていただきたいと思います。

○小林特別委員 防除帯というのは、実はこの被害が100年前に長崎を出発してじわじわと北へ上っていく、その途中で何度か防除帯というものは実はつくられております。残念ながら、その大半は突破されたということです。これは、防除帯を簡単に虫が飛び越えていったというよりも、むしろ人が被害材を知らないで運んで、一生懸命ここで防除しているときに思いがけない後ろの方にぱっと出てしまうというふうな実態でありまして、被害材の移動禁止という措置は、恐らくあれは実質的な効果を発揮しないできたのではないかと私は思っております。そういう意味で、防除帯はつくってもむだなんだと一概には言えません。特に今回のようなところは、人々の関心と、それから監視体制、それを重点的にといいたいでしょうか、ただ漫然とするのではなくて、人々の関心をそこにしっかりと、それと例えば秋田県と青森県と、いろいろな形で連携しなければなりません。そういうときに漫然とただ連携といってもなかなか具体的な形はとれませんので、そういう意味で、今回の防除帯は、防除帯をつくったからこれでもう安心なんだというものではありませんけれども、必ずやいい方向といいたいでしょうか、そこで防ぐというのではなくて、総合的な意味を持つものと思っております。

○加倉井委員 松くい虫について、発生した初期の段階では大分マスコミに登場しまして、さんざん国民の関心を集めたんですが、今、非常に関心が減ってきました。その理由は何かという、私の思いでは、被害が年々減っておりますという言い方だと思うんです。実際は、私の見ているところでは、松の面積の中で被害がどんどん増えていって、とうとう被害を受けていないのが少なくなった、だから被害が減ったというようなことだと思うんです。ですから、この被害報告の中で松のこれまでの面積、青森、秋田、北海道を除いたものでもいいんですが。北海道はあるかどうか知らない。その面積の中で累積として松くい虫の被害がどんなに大きくなったか。ほとんど食いつぶしてしまったんだという実態を言わないと、国民はこの話はもう終わった、とっくの昔に終わった後の話だというふうに見てしまうと思うんです。これは全く間違いで、日本の風景、広重のあの絵を全く変えてしまったのがこの被害なのに、国民はそう思わないです。今、ニュースに出てきていますか。全然出てきていないでしょう。それはこの表現は私は基本的に間違いだと思う。松くい虫の被害は年々減ってきておりますといたら、だれが関心を持ちますか。ですから、この言い方は全体をきちんと示すべきだ。私知らないけれども、もし被害を受けて全滅したところで、また松が再生しているんだったらそれを言ってください。本当にそれがあるなら。どういうふうにしたら再生が起こっているのか。そういうことも言ってほしい。

それから、もう一つだけ、これはテクニカルなものだけれども、フェニトロチオンという薬

剤はどの程度の薬剤か私知らないんです。DDT、BHCとか、そういうものは知っているんだけど、そういうものと比較して、人間に対する影響とか、虫に対する、もちろん殺虫に使っているんだから虫に対する力はあるんだけど、それはどの程度なのか。こういうものなら空散でやってもいいとこの報告はいつているらしいけれども、その辺のけじめはどの辺なのか。そういうことが大事な、要するに国民の知りたいことをここには書いてないと私は思うんです。それを言わないと国民はお金出しません。国のお金なんか出さないと思います。出し渋ります。その辺を何とかしていただけないんですか。

○木平会長 事務局から特にはないですか。

○佐古田森林保護対策室長 2点ご指摘があったと思います。1つは、松くい虫の被害の現状をどのように見るのかということで、私どもは従来から材積ベースで被害を評価しております。これは毎年都道府県から被害量を報告いただいております、その集計値ということで、それを見る限りはここに上げているような数字になっております。

加倉井委員がご懸念がございました、実態はもっと違うのではないかというお話ですと、そこは私どももいろいろな角度で評価をしないといけないというふうには思っています。ただ、日本の松の蓄積量が今どのくらいになっていて、過去20年前と比べてその蓄積量に対して今の被害の比率がどうなっているのかということを、既存のデータで見ると、実はそれも事実として非常に比率は小さくなっています、これは実態として。ただ、そうは言っても実際にその辺で松が枯れているところを見るとひどい状況がある。こういう状況と全体の統計数値との違いをどう見るのかという話がございます。そこにつきましては、実は来年の19年度から都道府県ごとに5年間の松くい虫の被害対策の推進計画というのをつくっていただくようにしております。この中に何を定めるかという、今日説明はしませんでした、2ページのところに保全すべき松林を、そこを特定をして、そこを重点的に防除しましょう。そういう方針で、その周辺は松以外のものに転換をして、あるいは緩衝地帯をつくって守っていきましょう。こういう方針を今やっております、どういう松を守るのかということを、実は国が決めるのではなくて、地域の皆さんの話し合いでそれをきちんと決めてください。そこを重点的にやりましょう。そのときに、この保全すべき松というのは全国で大体三千数百カ所ございます。ここについて実態がどうなっているのかというのを、これを今調査をかけようとしています。その中で調査をすれば、過去に被害が何回もあって、今、再生しているという話も出てくるでしょうし、いろいろ具体的な個別の防除の手法の効果的な方法というのが見えてくるだろう。それを今全力を挙げて全国に呼びかけて、都道府県、市町村の協力を得ながら、この三千数百カ所の保全す

べき松林の実態調査、これの防除方針、それを5年間かけてしっかりモニタリングしていこうというような対応を今しようとしております。ご指摘については重く受けとめて対応していきたいというふうに思っております。

もう一つ、フェントロチオンの毒性について、どのように林野庁として見ているのかというお話、そういったデータをこういうところできちんと出すべきだというお話かと思います。そこについて、この場でそういうものを出すというのは、林政審議会場で出すということは必ずしも適当ではない。それについては、いろいろな形で客観的に毒性についての数値を評価をして、それを国民に情報として提供をしていくという必要性は当然あるだろう。それで国民の皆さんが、やっぱりそれはこの範囲でまけば大丈夫だということを、個々の国民の皆さんが一人一人判断をして、この松くい虫防除に対して賛同していただく、理解を得るというふうにしていただくということが必要だろうというふうに、全くそう思っています。

ただ、そういう中で、私どもが実は、これは逃げ口上ではないんですが、どういう薬をどのような方法でまくのかということについての、私たちはそういう意味で権限がないわけです。ここは農薬取締法に基づいた、決められた用法、用量、これを決められた方法によってまくということがありますので、私たちはこういった法律をきちんと遵守をしてまいっていく。それを大事なことは、国が言うだけではなくて、地域の、防除の主体となる市町村とか、あるいはそういう防除に関係する人たちに、こういった人たちにもきちんとそれを伝えて、徹底をしていくという努力が今後必要になってくるんだろうというふうに思っております。ご指摘については重く受けとめて、今後対応していきたいと思っております。

○木平会長 それでは、今の加倉井委員のご指摘について、十分な受けとめ方をさせていただきたい、こういうことで結論をしたいと思います。

○早坂委員 この被害対策についての中に入るのかどうかかわからないんですけども、樹種転換のことと、それから抵抗性の松ということは、この中にはどこにも入っていなかったような気がするんですけども、いかがなものでしょうか。

○佐古田森林保護対策室長 実は、それも説明を省略しておりまして、申しわけございません。5ページをお開きいただきたいと思いますと思うんですが、ここに松くい虫被害対策の概要ということで表を設けております。まず最初に、先ほど申し上げました保全すべき松、どこを守るのかということを明確にして、そこにおける的確な防除を行う、これが基本でございます。それと、先ほどご指摘ございました体制の整備、あるいは小林先生からも新しい技術が今開発されているので被害探査、これを着実にやっていくということが大事だということが2つ目、それと3つ

目、森林の健全化の推進という項目がございまして、ここの中で保全すべき松林の周辺における樹種転換、これを松以外の樹種にかえていって、緩衝帯を設ける。これで緩衝帯を設ければ、2キロ以上設ければ絶対中に入っていないということではないんですが、飛び込みによる比率は非常に小さいというデータが出ておりますので、2キロ程度樹種転換をしていく。ただし、これは命令によって、樹種転換の命令をかけるわけにいかないものですから、これは森林所有者の理解を得ながら進めていくということが必要だろうというふうに考えております。

○木平会長 今の抵抗性品種も順次入れていくということですね。

○佐古田森林保護対策室長 項目として健全化の方に抵抗性品種の供給体制の構築ということで、日本海側はまだまだクロマツの抵抗性の選抜もおこなっておりますので、ここは林木育種センターで努力して、開発を進めていただいております。

○恵委員 4-2の資料の3ページの貸借対照表の資産の部の固定資産が前年度に比べて増えているというところですが、これは材積が毎年成長して増えているので、そのカウントが大きくなっているということでしょうか。資産の意味として、そうすると、来年はもっと増える。再来年も切らなければもっともっと増えるという、切ったらそれは別に減るのでしょうか。

○高柳管理課長 ご指摘のとおり材積自体は増えておりまして、おっしゃるとおりなんですが、会計的には実はこれは私ども資産は取得原価方式という方式をとっておりまして、要はかかった経費を実は資産に計上しているという方式をとっております。例えば木を植えた経費とか、あるいは少ないですが林道をつくった経費とか、そういったものが資産化して、それをだんだん長い年月をかけて費用化して落していく方式をとっているわけなんですけれども、その経費分が資産として増えたということでございます。ただ、おっしゃっているとおり、材積自体はどんどん増えているという状況でございます。

○木平会長 それでは、国有林野の決算収支状況の報告について、及び松くい虫の対策について、この辺で打ち切りとしたいと思います。どうもご議論ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○飯高林政課長 事務局からは1点、当審議会の委員の任命についてでございます。当審議会では2年を1期として任命を行っておりますが、今期終了後の次の委員の選定に際しまして、森林・林業政策さらに一層広く国民の意見を反映させるために、他の審議会も同様でございますが、国民から公募する考えでございます。ホームページなどを通じまして告知いたしまして、応募者の中から現在2名程度を選定する予定で考えてございます。

以上であります。

○木平会長　そういう予定でございます。

それでは、以上をもちまして本日の林政審議会を閉会させていただきたいと思います。長い間大変ご熱心にいただきました。どうもありがとうございました。

午後　３時３０分　閉会